

果樹園地改植支援事業

なしは果樹棚があることにより改植作業が行いにくいとともに、改植後の未収益期間が長いことから、他の果樹と比較して改植が進みにくく、単位面積あたり収量も減少傾向にある。そこで、県内果樹産地におけるなし園地の若返りのための改植・補植に対して支援する。

また近年、気候変動の影響により生産が不安定化しており、気象の影響を受けにくい品種や台木への転換が求められることから、省力樹形を活用した速やかな転換と早期成園化を促すため、省力樹形の導入に欠かせない大苗育成を支援する。

●事業実施主体

県内在住の農業者、農業者の組織する団体、

●支援の内容(案)

①果樹園地若返り支援対策

- ・なし園地の若返りに必要な改植に係る経費
- ・補助率：定額 170千円/10a

②花粉供給安定対策

- ・なし花粉採取用の苗木の植付に係る経費
- ・補助率：定額 2千円/本
- ・補助上限本数 1樹/10a
(生産者ごとの合計栽培面積当たり)

③省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策 **New!**

- ・大苗の育成に係る経費
- ・補助率：定額 250千円/10a(定植予定園地)
- ・対象品種：幸水(ホクシマメナシ台、マメナシ台)、凛夏、甘太、花粉採取用

●支援期間 令和4年度～

●補助金の流れ 県→市町又は産地協議会→事業実施主体

●書類の流れ 事業実施主体→市町又は産地協議会→県

申請締切 一次:6月上旬予定 ※R9果樹経営支援対策事業活用予定で③に取り組む場合
二次:10月下旬予定



〔主な要件〕

- ・①②③県の振興品種または、産地構造改革計画における奨励品種であること
- ・①国庫事業の対象外である改植であること
- ・①受益面積1農地あたり合計1a以上であること
- ・③受益面積1農地あたり地続きで3a以上、10aあたりの育成苗数が125本以上であること
- ・③省力化推進計画(10年)が作成されていること

〔期待される効果〕

- ・園地の若返りが進み、単位面積当たり収量が増加することで、生産者の経営安定と、園芸産出額の向上が図られる
- ・花粉を安定的に供給できることで生産者の経営安定が図られる
- ・気候変動に強い台木・品種への転換が進むことで、産地の生産基盤が強化され、持続的な生産が可能となる